

平成 30 年度 第三部会技術分科会 活動報告（概要）

令和元年 6 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

15 社 16 名（部会長、主査、副主査を含む）

(2) 開催回数

定例会（原則 1 回／月）8 回＋合同委員会 1 回＝計 9 回

2. 審議・確認事項

(1) ハロンの適切な管理のための自主行動計画フォローアップ報告書作成（H30.8～H30.11）

工業会において策定された「ハロンの適切な管理のための自主行動計画」について、「自主行動計画フォローアップ委員会」を設け、取組みの実施状況についてフォローアップを実施し報告書を作成した。

(2) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の改正対応（H30.9～H31.1）

当該法律の一部改正により、HFC（ハイドロフルオロカーボン）は原則として 2019 年以降、国内の生産量・消費量が段階的に削減され、2036 年までに現状から 85%の削減が義務づけられることになった。消火設備用の HFC 系ガス（HFC-227ea、HFC-23）については、「国全体の消費量に占める割合が小さいこと」、「現時点で代替の見通しが無いこと」、「社会的に重要性が高いこと」から関係省庁と協議を行うことで例外的用途として取り扱われることとなり、生産量・消費量の段階的な削減は免除となった。

(3) 危険物施設における消火設備の告示化（H25.3～継続中）

危険物施設における消火設備については、従来、通知（平成元年消防危第 24 号）により基準が示されていたが、平成 23 年度に 3 つ（不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、泡消火設備）の設備が告示化されている。この度、消防庁危険物保安室からの依頼で残りの設備についても工業会と意見交換を進めながら告示化を進めて行くことになり、第三部会では粉末消火設備について検討を行うことになった。

(4) 消防法令等の仕様規定根拠の調査（～継続中）

現在の消防法令等に示されている仕様規定がどのような背景の元で規定されたものか、根拠を明白にし、記録を残すことを目的に調査中。

(5) 消防法施行規則第 19 条、第 20 条の一部改正要望（～継続中）

平成 13 年の消防法施行令改正で新たに追加された、いわゆる「新ガス系消火設備」については、従来からあるガス系消火設備に比べて面積および体積での設置制限（面積 1000m²、体積 3000m³の部分）等がある。より安全で環境保護性能に優れた「新ガス系消火設備」の普及の促進のため設置制限の撤廃もしくは緩和に関する施行規則の改正を消防庁に要望中。

(6) 起動用ガス容器の起動用ガスの窒素追加（～継続中）

不活性ガス消火設備に用いられる起動用ガス容器の起動用ガスは消防法施行規則第 19 条第 5 項第十三号において二酸化炭素だけが認められているが、より安全で環境保護性能に優れた「窒素」の追加を消防庁に要望中。

3. 外部委員会等

(1) ハロンの適切な管理のための自主行動計画評価委員会 (H30.11.12)

「ハロンの適切な管理のための自主行動計画」の実施状況について第三者機関である「ハロンの適切な管理のための自主行動計画評価委員会」による評価を受けた。評価結果は、「ハロンの適切な管理のための自主行動計画 平成 29 年度フォローアップ評価報告書」に示されているが、まとめの項目には次のように記載されている。

3. まとめ

ハロンの適切な管理のための自主行動計画は、国家ハロンマネジメント戦略への具体的な取組みとして策定されており、前年同様実施状況は概ねこれに沿ったものになっているものと認められる。(以下、省略)

4. その他

(1) 自主認定品の審査 (～継続中)

工業会の自主認定品である「放出表示灯」「警報装置標識板」「手動起動装置標識板」について、新たな認定申請品の審査を行った。

以 上